

2021年12月16日

視聴データの取り扱いに関する基本的考え方

一般社団法人 日本民間放送連盟

会員テレビ社が放送により取得する視聴データを取り扱う際の基本的考え方を下記のとおり確認する。

1. 視聴データの利活用の意義

インターネットに接続されたテレビ受信機が普及するなか、特定視聴履歴や非特定視聴履歴等の視聴データを用いて視聴者の仔細な視聴状況を把握することが技術的に可能となっている。放送番組の制作・編成にこうした視聴データを適切に活用することは、視聴者のニーズに即した放送番組の提供を通じて、視聴者の利便性を向上させるとともに、質の高い放送番組の制作・編成を通じて豊かな放送文化の実現に寄与する。また、視聴データによって放送広告の効果をより客観的・定量的に示すことは放送の媒体価値向上を図る有力な手段である。

したがって、個人情報保護に関する法令の遵守および視聴者のプライバシー意識への十分な配慮を前提として、視聴データを適切に利活用する意義は大きい。

2. オプトアウト方式による非特定視聴履歴の取り扱いに関する留意事項

(1) 視聴者への実効性のある告知の実施

事前の本人同意を要しないオプトアウト方式による非特定視聴履歴の取得にあたっては、データの取得について視聴者が十分に認知していることが前提となる。このため、非特定視聴履歴を取得する各社において、視聴者への実効性のある告知を実施することが不可欠である。

民放連は、特定視聴履歴及び非特定視聴履歴を問わず、視聴データの取得および利活用に関する視聴者の理解を醸成する取り組みを行う。

また、特定視聴履歴・非特定視聴履歴を問わず、利活用と保護のバランスに留意した告知手法のモデルケースを各社に提示し、各社の取り組みの参考に供する。

(2) 適切な利活用範囲の設定

いわゆる「ターゲティング広告」など、属性等に応じて個人に直接働きかける利活用は本人の同意を取得することを基本とし、オプトアウト方式で取得した非特定視聴履歴の具体的な利活用の範囲や要件については、「視聴関連情報の取扱いに関する協議会」で有識者の意見を交えて検討する。

3. 十分なガバナンス体制の構築の重要性

会員社は、個人情報の保護の重要性を十分に認識し、関係法令等の遵守に努めており、民放連においても「民放連 個人情報保護規程モデル」を策定し、各社の社内規程整備の参考に供している。

個人情報である特定視聴履歴はもとより、非特定視聴履歴に関しても、実効性のある告知とともに、充実したガバナンス体制を構築し、視聴者のプライバシー意識に十分に配慮することが求められる。

そのため、視聴データを取り扱うすべての社が、放送分野の認定個人情報保護団体である放送セキュリティセンター（SARC）の対象事業者として、同センターが策定する指針等を遵守するとともに、指針等の解釈・運用や社内体制の整備等に関して同センター等に適宜相談できる体制を構築することを目指し、十分なガバナンス体制を常時維持することが重要である。

また、適切なガバナンス体制の構築には、例えば「DX時代における企業プライバシーガバナンスガイドブック」など、有識者の知見を活用することが有益である。民放連では、セミナー等を通じて会員社にこうした関係情報やモデルケースを適宜提供し、各社の取り組みを支援する。

※ 「視聴データ」とは、総務省「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」および一般財団法人放送セキュリティセンター「放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針」で定義される「視聴履歴」と「非特定視聴履歴」を指す。

以 上